

2025年  
6月1日罰則付義務化  
改正省令  
施行お早めに  
ご対応を

# 熱中症予防

## 管理者向け安全衛生教育

厚生労働省：「労働安全衛生規則」一部改正省令2025年4月15日交付

改正省令2025年6月1日施行



### 職場での 熱中症対策

事業者が対策を怠った場合  
6ヶ月以下の拘禁刑か50万円以下の罰金

### 罰則付 義務化

熱中症に関する  
原因、症状  
予防対策を  
学ぶことができます

管理者に求められる  
関係法令  
義務化される熱中症対策を  
学ぶことができます

暑さ指数28以上か気温31°C以上で

連続して1時間以上か一日あたり4時間を超えて行う作業

&lt;事業所に義務付けされる熱中症対策&gt;

「報告体制の整備」「実施手順の作成」「関係労働者への周知」

**原則10名以上集まれば出張講習にも対応致します**  
お客様の会議室で、現場事務所で、ご指定場所で

キャタピラー教習所の

# 出張講習

お客様の施設や近隣会場へ  
出張して講習します

熱中症予防安全衛生教育  
(作業管理者向け)  
基安発0229第1号 (平成28年2月29日)

学科	講習科目	講習時間※
		0, 5時間コース (3.5時間)
	熱中症の症状	30分
	熱中症の予防方法	2時間30分
	緊急時の救急処置	15分
	熱中症の事例	15分

技能講習 特別教育 安全衛生教育 のご用命は当社まで

北海道（札幌）	011-795-7022	新潟（西区）	025-232-7611
宮城（岩沼）	0223-29-3911	北陸（金沢）	076-258-2302
埼玉（深谷）	048-572-1177	茨木（下井町）	072-641-1121
東関東（柏）	04-7133-2126	大阪南（和泉市）	0725-56-6373
静岡（藤枝）	054-641-7010	和歌山（和歌山市）	073-455-3377
豊橋（二川町）	0532-65-5151	兵庫（小野市）	0794-67-2211
名古屋（弥富）	0567-66-0151	広島（廿日市）	0829-34-3011

労働局長登録教習機関